

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

令和 7 年 7 月 18 日

大台町長 大森 正信



1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 高奈区
- (2) 区域 大台町高奈の地域
- (3) 主たる事務所の所在地 三重県多気郡大台町高奈 260 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
山林	429㎡	多気郡大台町高奈字高山谷 748 番 1

- (3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 大喜多 義太郎  
住 所 多気郡大台町大字高奈 246 番地

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和 7 年 7 月 18 日 から 令和 7 年 10 月 18 日まで
- (2) 大台町長に対し、地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

(3) 提出先

三重県多気郡大台町佐原 750 番地  
大台町総務課